

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB020001	人事院	国家公務員試験運営/管理事業	国家公務員法第40条～第42条、第46条～第48条、第109条、第110条 人事院規則8-18(採用試験)第9条～第11条、第13条～第15条、第17条～第20条	人事院規則8-18において、試験機関や試験機関の権限などが定められている。	c		国家公務員採用試験については、当該試験の対象となる官職の職務遂行に必要な能力を有するかどうかを判定することを目的として実施するものであり、各府省の業務の実態及び各府省が求める人材を把握した上で官職の職務遂行能力の判定を行う必要があること、公平・公正な試験の実施についていささかの疑念も抱かれることのないようにすること、全国において平等の条件で試験を実施する必要があること、試験情報の機密保持を徹底する必要があること等が求められており、採用試験に対する公正性や妥当性の確保に資するため、中央人事行政機関としての人事院が、各府省の協力を得つつ、試験の企画・立案、試験の実施及び合格者の決定等を一元的に行うこととされている。また、試験に携わる職員の不適正な行為については、国家公務員法において罰則付きで禁止されている。したがって、一連の採用試験業務の運営・管理全体について、民間企業に委託することは馴染まないものと思料。	国家公務員採用試験は、要望のある5試験を含めた全14試験を一元的に実施しており、採用試験業務に係る費用、人員業務量、システム構築費等については、個別の採用試験あるいは業務に切分けての試算は行っていない。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			国家公務員採用試験については、各府省の業務の実態及び各府省が求める人材を把握した上で官職の職務遂行能力の判定を行う必要があること、公務員の採用は成績主義の原則に基づく必要があり公平・公正な試験の実施についていささかの疑念も抱かれることのないようにすること、全国において平等の条件で試験を実施する必要があること等が求められており、採用試験に対する公正性や妥当性の確保に資するため、中央人事行政機関としての人事院が、各府省の協力を得つつ、試験の企画・立案、試験の実施及び合格者の決定等を行うこととされている。また、試験に携わる職員の不適正な行為については、国家公務員法において罰則付きで禁止されている。したがって、国家公務員の採用試験の性質上、試験の運営・管理について民間企業に委託することは馴染まないものと思料、
zB020002	全省庁	府省における官房基幹業務		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が策定されたが、各省庁共通のシステム開発はこれからであり、今後その開発の状況に合わせて、業務の効率・合理化のための業務の見直しを図って行く。	b		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に則り、共通システムを導入するとともに外部委託が可能な業務についてはアウトソーシングを図っていく。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、全省庁共通システムを開発し、開発後は、各府省は同システムを導入するとともに外部委託が可能な業務についてはアウトソーシングを図っていくとされているため、当院としても最適化計画を踏まえ実行していく。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB020001	人事院	国家公務員試験運営/管理事業	5039	5039B001	1	1	民間企業	1	国家公務員試験運営/管理事業	国家公務員試験の運営・管理業務を民間開放し、民間ノウハウにてコスト削減、サービスの向上を目指すこと	平成17年度国家公務員試験(1種、11種、国税専門官、労働基準監督官、法務教官)の申込者総数は、120,310人と多数であり、この試験に関する業務(運営・管理等)全般を市場化テストにすることにより、以下のメリットが想定できます。試験関連の事務・運営を一元管理し、システム構築することで大幅なコストダウンが可能となる。受験者にとって幅広い申込み方法(インターネット申込み等)が可能になったり、官庁訪問のネット予約がきたりと受験者側にとっても利便性が向上する。	国家公務員試験の業務をトータルマネジメントすることで、告知、願書受付、試験会場管理、監督者管理、応募者管理、結果集計/管理、合格者管理、試験問題管理等の一連の業務を全てシステム管理しコスト削減につとめる。		現行の国家公務員試験の運営/管理事業について、関連する直接的な費用のみならず間接的な費用に関する情報及び所要人員業務量、システム構築費等を開示する必要がある。また、仮に一部の業務を民間委託している場合、どの部分をどのように民間委託しているかの情報開示も必要である。
zB020002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	2	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB020003	全省庁	公用車の運転業務受託		現在、公用車の運転業務の一部をアウトソーシング済み。	b		行政効率化計画に則り、引き続きアウトソーシングを拡大していく。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。	b		前回、回答したとおり、既に公用車の運転業務の一部をアウトソーシングしており、引き続きその範囲を拡大していく。
zB020004	人事院	人事院の棒給表作成に係る民間給与水準調査業務の市場化テスト化	国家公務員法第67条 一般職の職員給与に関する法律第2条第3号	職種別民間給与実態調査は、公務員の給与と民間従業員の給与を比較するための基礎資料を得る目的で実施している。その内容は民間事業所における公務と類似する職種及び役職ごとに、個々の従業員の4月分所定内給与額や当該事業所における賞与の支給人員・総額、給与の支給人員・総額・時間外手当額その他、給与制度等を実地に調査している。当該調査はその時々々の政策課題に合わせて調査項目などを随時見直すことから、届出統計調査として実施しているが、官民比較の基礎資料とするため、調査項目ごとに精緻なデータ・内容を把握する必要があり、また、調査の実施・内容確認・集計・分析までの処理を人事院勧告までの短期間で行う必要があることなどから、人事院職員等の限られた者により一連の作業を行っている。	c		一般職の職員の給与に関する法律第2条第3号が人事院の権限として調査権を定めているのは、職員の給与に関する事項が、職員の基本的な勤務条件にかかわる事項としてもっとも公正さを要求されるものであり、さらに、職員の利益保護の見地から、中立的な専門的中央人事行政機関である人事院に所掌させることが適当との趣旨によるものであるため、調査を民間業者に委託することは適当ではない。 なお、次のような問題点もある。 ・ 精緻な調査を短期間で実施するため、調査員には給与に関する専門性が要求されること。 ・ 8月に行われる人事院勧告の基礎資料であるため、5月連休明けから6月中旬までの期間に全国一斉に行うことが必要であり、また、調査の信頼性、精度との関係上、回答事業所数を極めて高い水準で確保する必要があること。(現在9割強)		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c		一般職の職員の給与に関する法律第2条第3号が人事院の権限として調査権を定めているのは、職員の給与に関する事項が、職員の基本的な勤務条件にかかわる事項としてもっとも公正さを要求されるものであり、さらに、職員の利益保護の見地から、中立的な専門的中央人事行政機関である人事院に所掌させることが適当との趣旨によるものである。 このため、職種別民間給与実態調査は、民間業者への委託に馴染みず、市場化テストの対象とするには適当ではない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB020003	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	2個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	
zB020004	人事院	人事院の俸給表作成に係る民間給与水準調査業務の市場化テスト化	5069	5069B008	1	1個人		8	人事院の俸給表作成に係る民間給与水準調査業務の市場化テスト化	公務員給与の水準決定の参考データとなる民間企業の給与水準調査について、調査全体を市場化テストにかけるもの。	人事院の俸給表の作成にあたって人事院では、参考情報として民間企業の給与水準についての調査を行なっているが、調査業務そのものは市場化テストになじみやすい業務である。	民間企業の給与水準調査（アンケート、ヒアリング等）	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB020005	全府省	バックオフィス系業務の民間委託		業務の効率・合理化のため全府省庁共通化した人事給与、物品調達・管理等の各業務・システムが導入される予定。	人事給与 C その他 b		人事及び給与に関する業務については、府省共通業務・システムの1つである「人事・給与関係業務情報システム」の整備に伴い、同システムへの移行を平成17年度末を目途に進めており、同システムに移行後は職員が自ら入力すれば人事・給与担当者が認定・決定する行為を除いてすべての業務がシステム内で自動的に処理されるようになり、民間開放が可能なものはない。民間開放が可能なものはない。 その他については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に則り、共通システムを導入するとともに外部委託が可能な業務についてはアウトソーシングを図っていく。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	人事給与 C その他 b		人事及び給与に関する業務については、府省共通業務・システムの1つである「人事・給与関係業務情報システム」の整備に伴い、当院としては、同システムへの移行を平成17年度末を目途に進めており、同システムに移行後は職員が自ら入力すれば人事・給与担当者が認定・決定する行為を除いてすべての業務がシステム内で自動的に処理されるようになり、民間開放が可能なものはない。市場化テストの対象となる業務はなくなるものと認識している。 その他については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、全府省共通システムを開発し、開発後は、各府省は同システムを導入するとともに外部委託が可能な業務についてはアウトソーシングを図っていくとされているため、当院としても最適化計画を踏まえ実行していく。
zB020006	全府省	庁舎内サービスセンター事業		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が策定されたが、各府省共通のシステム開発はこれからであり、今後その開発の状況に合わせて、業務の効率・合理化のための業務の見直しを図っていく。	b		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に則り、共通システムを導入するとともに外部委託が可能な業務についてはアウトソーシングを図っていく。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各府省からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	b		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、全府省共通システムを開発し、開発後は、各府省は同システムを導入するとともに外部委託が可能な業務(諸々のサービス業務を含む)についてはアウトソーシングを図っていくとされているため、当院としても最適化計画を踏まえ実行していく。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB020005	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	2	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB020006	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	2	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)